**添付書類一覧表（印刷用）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 書類名 | 摘要 |
| １ | 添付書類一覧表（チェックリスト） | ・必要事項を記入し、書類の提出前に必要書類を確認し他の添付書類とともに添付（アップロード）してください。 |
| ２ | 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）  ※個人事業主は提出不要 | ・法務局が発行  ・発行後、３か月以内のもの |
| ３ | 府税（全税目）の納税証明書 | ・大阪府の府税事務所が発行  ・発行後、3ヵ月以内のもの  ・「府税及びその付帯徴収金について未納の徴収金の額はありません。」と記載されていること  ※請求証明事項は「府税及びその付帯徴収金について未納の徴収金の額のないこと」  ※徴収金の種類は「全税目」  ・「住所または所在地」は大阪府内であること  ・（参考）納税証明書の見本、交付請求書の書き方等の詳細は申請案内ホームページに掲載 |
| ４ | 消費税及び地方消費税の納税証明書 | ・税務署が発行  ・発行後、3ヵ月以内のもの  ・消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書  ・証明書の種類は「その3」（「その3の2」「その3の3」でも可。「その１」は不可）  ※証明を受けようとする税目は「消費税及び地方消費税」  ・電子納税証明書（PDF）の提出は可  ・納期限未到来の納税額の記載がある場合は、その期限内に添付（アップロード）してください。納期限以降に添付（アップロード）することとなった場合は、その支払いが確認できる領収書の写し等を併せて添付してください。」  ・（参考）納税証明書の見本等詳細は申請案内ホームページに掲載 |
| ５ | 貸借対照表・損益計算書 | ・最近1事業年度の決算確定分（半期決算の場合は2期分）  ・会社設立後、第一決算期が未到来の場合は「開始貸借対照表」で可  ・個人事業主の場合は確定申告書（白色または青色）もしくは作成された「財務諸表」（参考様式あり） |
| ６ | 営業に必要な登録証明書・現況報告書 | ・申請する業務ごとに下記書類を提出   |  |  | | --- | --- | | 測量 | 測量業者登録証明書（※１） | | 建築設計・監理 | 建築士事務所登録証明書（※１） | | 設備設計・監理 | 建築設備士登録証  設備設計一級建築士証  CATV技術者証 | | 地質調査 | 現況報告書（※２） | | 建設コンサルタント | 現況報告書（※２） | | 補償コンサルタント | 現況報告書（※２） |   （※１）  ・発行後3か月以内のもの  （※２）  ・確認済の押印のある最新のもの（貸借対照表等の決算関係の部分は不要）  ・提出する現況報告書の内容が現況と異なっている場合は、登録事項の変更を行なった「変更届出書（受付印のあるものに限る）」の写しを併せて提出  ・現況報告書提出後に登録追加した業務を申請される場合は、国土交通省（地方整備局）への登録追加申請時に提出した申請書類の写しと国土交通省（地方整備局）からの登録済通知書の写しを提出  ・会社設立直後（第一決算期未到来）のため現況報告書を提出していない場合は、国土交通省（地方整備局）への登録申請時に提出した申請書類の写しと国土交通省（地方整備局）からの登録済通知書の写しを提出 |
| 公共職業安定所（ハローワーク）に報告義務がある方のみ提出する書類 | | |
| ７ | 障害者雇用状況報告書（様式第6号） | ・公共職業安定所（ハローワーク）に報告の義務のある方（※）のみが提出   |  | | --- | | （※）​常時雇用している労働者数（除外率により除外すべき労働者数を控除した数）が40.0人以上の事業主 |   ・毎年6月1日現在のもので、公共職業安定所（ハローワーク）に提出した最新のもの  ・障害者雇用状況報告書の見本、申請書に記載する数値は申請案内ホームページに掲載 |
| 電子申請の内容に「当て字」入力がある方のみ提出する書類 | | |
| ８ | 外字（ガイジ）届 | ・申請案内ホームページに様式有  ・申請手続きの際、商号・名称、代表者、氏名、所在地で電子入力が出来ない文字（JIS第1水準又は第2水準以外の文字）があり、電子申請の内容に「当て字」入力がある方のみ提出が必要 |
| 事業協同組合の方のみ提出する書類 | | |
| ９ | ①定款  ②役員名簿  ③組合員全員の名簿  ④官公需適格組合の証明書 | ・事業協同組合として申請する場合のみ提出が必要  ・①、②、③は必須（②、③は任意様式）  ・④は中小企業庁から官公需適格組合の証明を受けている場合、提出必要 |